

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 2 8 日

都道府県、救助実施市
災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

令和 2 年 7 月豪雨以降の災害における
災害ボランティアセンターに係る費用について

令和 2 年 7 月豪雨以降の災害において、行政と災害ボランティアが連携して円滑かつ効率的に救助を推進する観点から、災害ボランティアセンターに係る費用に関して、下記につき御了知願いたい。

また、管内市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

都道府県等又は事務の委任を受けた市町村がボランティア活動と都道府県・市町村の実施する救助の調整の事務を災害ボランティアセンター（市町村の社会福祉協議会等（以下「社協等」という。）が設置するもの）に委託して実施する場合、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号）第 15 条 ト 委託費 に該当するものとして、災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

国庫負担の対象経費は、災害ボランティアセンターが、ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に必要な次の経費とする。

- ・ 人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る。）
- ・ 旅費（被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）

本件問合せ先：

内閣府政策統括官（防災担当）参事官（普及啓発・連携担当）付

企画官 村川 奏支

参事官補佐 市川 琢己、諸留 逸

江川 仁雄

電話：03-5253-2111（内線 51332・51338・51333）
3502-6983（直通）

（災害救助法全般について）

内閣府政策統括官（防災担当）参事官（被災者生活再建担当）付

参事官補佐 阿部 嘉信、横田 圭洋

電話：03-5253-2111（内線 51276・51273）

03-3503-9394（直通）

災害ボランティアセンターに係る費用について

近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要な不可欠なボランティアの調整（受入・活動調整等）を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図る。

<背景・課題>

- 災害ボランティア活動やそれを調整する災害ボランティアセンターの運営は、被災者を支援する共助の取組として行われている。
- 一方、近年わが国で災害が頻発化・激甚化する中、ボランティア活動は益々活発化しており、広域から多数駆け付けるボランティアの調整の負担は増大している。
- 公助の災害救助活動である避難所運営や障害物除去などの救助を円滑かつ効果的に行うためには、公助の救助事務として、共助のボランティア活動との調整を実施することが必要となってきた。

公助による救助の円滑化・効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担の対象とする。

<概要>

- 対象事務 : 災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務
 - 対象経費 : 調整事務を行う人員を確保するための次の経費
 - ・人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）
 - ・旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）
- ※令和2年7月豪雨以降の災害に適用